R5.8.1 改（施行規程第１１５条の２様式）

所属所受付印	共済組合受付印

□ 育 児 休 業 手 当 金 請 求 書
□ 育児休業手当金（変更）

コード	組合員証記号番号	組合員氏名	掛金の基礎となる標準報酬	
110	公立三重		標準報酬等級	標準報酬月額（A）
所属所コード	所属所名			
				円

育児休業の対象となる子						
（フリガナ） 氏名		組合員との続柄	生年月日			
			年号	年	月	日
			令和：5			

	育児休業期間								請求期間							
	（自）				（至）				（自）				（至）			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日	年号	年	月	日	年号	年	月	日
当初	令和：5				令和：5				令和：5				令和：5			
変更後	請求済みの育児休業手当金の対象期間が変更となったとき、又は支給期間延長を申し出るときに記入してください。															
	年号	年	月	日	年号	年	月	日	年号	年	月	日	年号	年	月	日
	令和：5				令和：5				令和：5				令和：5			

支給延長を申請する場合、該当するところに〇をしてください

・保育所の入所が不承諾となった　・養育を行う配偶者に事情が発生(理由：死亡・障害・死亡・離婚・別居・妊娠)した

請求額	円	決定額※ （今回給付額）※	円 （　　円）

地方公務員等共済組合法施行規程第１１５条の２の規定に基づき、上記のとおり請求します。
育児休業手当金の決定・給付に当たり必要な私の個人情報を、貴支部が給与支給機関から提供を受けることに同意します。

公立学校共済組合三重支部長　様

令和　　年　　月　　日

〒　　－

住　所

請　求　者

氏　名

TEL　　－　　－

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職　名

所 属 所 長　氏　名

TEL　　－　　－

（市町費職員は任命権者であること）

《注意事項》
・※印欄は共済組合使用欄のため記入しないでください。
・育児休業開始日(請求期間の自年月日)以降に書類を作成、提出してください。添付書類は続紙をご覧ください。
・「請求額」欄に記載していただく額は、請求額算出シートを使用して算出してください。
・通常の請求期間の至日は「子が１歳に達する日（誕生日の前日）」と「育児休業の終了日」のどちらか早い方です。
・育児休業手当金の支給対象となっている育休期間に変更（短縮等）があった場合には速やかに当請求書及び辞令の写しを提出してください。育児休業手当金の支給が終了した後の育休期間に変更があった場合は、当請求書の提出は不要です。

共済組合使用欄	
審査	入力

育児休業手当金　請求額算出シート

基礎日

Ⅰ．育児休業開始日　　年　　月　　日

Ⅱ．育児休業開始日から１８０日目　　令和　　年　　月　　日

（育児休業開始日を初日として、土・日曜日及び祝日を含む１８０日目の日を求めます。）

Ⅲ．対象子の満１歳の誕生日の前日　　令和　　年　　月　　日

（育児休業の終了日がそれ以前の場合は育児休業の終了日）

支給日数の計算

Ⅳ．育児休業開始日から１８０日目までの支給日数

（育児休業開始日を初日として、上記Ⅱで求めた日までの間の土・日曜日を控除した日数を求めます。）

180 日 － （※１） 日 ＝ 日 …支給日数①

※１．育児休業開始日を初日として、上記Ⅱで 求めた日までの間の土・日曜日の日数

Ⅴ．育児休業開始日から１８１日目以降の支給日数

（上記Ⅱで求めた日の翌日から対象子の満１歳の誕生日の前日までの間の土・日曜日を控除した日数を求めます。）

（※２） 日 － （※３） 日 ＝ 日 …支給日数②

※２．上記Ⅱで求めた日の翌日から、対象の子の満１歳の誕生日の前日までの日数（土・日曜日及び祝日を含む。）

※３．上記Ⅱで求めた日の翌日から、対象の子の満１歳の誕生日の前日までの土・日曜日の日数

給料日額・給付日額の計算

Ⅵ．育児休業開始日から１８０日目までの期間の給料日額

（掛金の基礎となる標準報酬月額表面（A）の額） 円 ÷ 22 ＝ 標準報酬日額 円 …（B）（10円未満四捨五入）

（B）の額 円 × 67/100 ＝ 給付日額（※４） 円 …（C）（円未満切り捨て）

適用日	上限額
令和3年8月1日	13,722 円
令和4年8月1日	13,878 円
令和5年8月1日	14,097 円

※４．「給付日額」が上限額以上となる場合は、この表の上限額が「給付日額」となります。

Ⅶ．育児休業開始日から１８１日目以降の期間の給料日額

（掛金の基礎となる標準報酬月額表面（A）の額） 円 ÷ 22 ＝ 標準報酬の日額 円 …（D）（10円未満四捨五入）

（D）の額 円 × 50/100 ＝ 給付日額（※５） 円 …（E）（円未満切り捨て）

適用日	上限額
令和3年8月1日	10,240 円
令和4年8月1日	10,356 円
令和5年8月1日	10,520 円

※５．「給付日額」が上限額以上となる場合は、この表の上限額が「給付日額」となります。

請求額の計算

Ⅷ．育児休業開始日から１８０日目までの期間の請求額

（C）の額 円 × 支給日数① 日 ＝ 円 …（F）

Ⅸ．育児休業開始日から１８１日目以降の期間の請求額

（E）の額 円 × 支給日数② 日 ＝ 円 …（G）

Ⅹ．請求額の計

（F）の額 円 ＋ （G）の額 円 ＝ 円

適用日	上限額	
	67/100	50/100
平成29年8月1日	13,622	10,165
平成30年8月1日	13,695	10,220
平成31年3月18日	13,713	10,234

平成：4　　4 平成
令和：5　　5 令和